

協力金の支給対象確認表（仙台市以外の市町村）

【対象施設】 食品衛生法の営業許可を取得している以下の施設

①接待を伴う飲食店

②酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

※従前から午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は対象外です。

店舗の形態	協力金の対象	対象・対象外となる理由等
ホテル・旅館（ホテル・旅館内の飲食店含む）	○	原則、対象。ただし、共有の飲食スペースがない場合は対象外。
フードコート内の飲食店	○	原則、対象。
スーパーやコンビニでイートインスペースがある店舗	×	物販店舗であり、飲食物の提供を行う飲食店ではないので対象外。
キッチンカー	× (△)	客が入る飲食スペースを有していないため、テイクアウトや物販店舗と同様に対象外。 ただし、次に該当する場合は、対象となる可能性があります。 ①契約等に基づき使用権限を有するイートインスペースがある。 ②要請前日以前から開業しており、要請期間において、対象区域で道路の占有許可等により常設され施設性を有することが確認できる。
テイクアウト	×	客が入る飲食スペースを有していないため対象外。
デリバリー	×	客が入る飲食スペースを有していないため対象外。